各 部 課 室

出先機関

ように改正し、 奈良県職員安全衛生管理規程 平成二十三年四月 (昭和六十二年十二月奈良県訓令第三号) _ 日から施行する。 の一部を次 \mathcal{O}

平成二十三年三月三十一日

公会堂、 を「JR奈良駅連続立体 女性センター、 る医師の項中 を「税務課個 労働委員会事務局」を削り、 税滞納整理室を除く。 D地区安全衛生委員会の 商工観光館、 に改める を「他の産業医の担当する出先機関を除く。 別 別 表第四奈良A地区安全衛生委員会の項中「消費生活センター、 表第三医療政策部長が指名する医師の項中「、 奈良公園管理事務所」 奈良公園管理事務所、 人住民税滞納整理室、 「管轄区域内」 消費生活センター」に改め、 項中 街路事務所、 奈良県文化会館、 の下に 同表桜井保健所長が指名する医師の項中 「労働委員会事務局、 を 「奈良公園管理事務所、 桜井保健所の」 新公会堂、 「及び奈良市」 奈良県営住宅管理事務所、 美術館、 同表奈良B地区安全衛生委員会の項中 _ に改め、「 を加え、 に改め、 奈良市及び」を 労働委員会事務局」に改める。 JR奈良駅連続立体 女性センター、 奈良県知事 新公会堂」 「県立三室病院を除く。 同表郡山保健所長が指名す (県立奈良病院を除く。 女性 労働委員会事務局」 に 消費生活センター、 「桜井保健所の」 (税務課個人住民 改め、 センター」 街路事務所」 正 同表奈良 新